

家 > 医師TOP > 特設サイト > 医療・介護経営 (日経ヘルスケア) > 裁判官が語る医療訴訟の実像
 > 予防接種判決からうかがえる最高裁の「考え」



裁判官が語る医療訴訟の実像

フォロー中

予防接種判決からうかがえる最高裁の「考え」

2021/04/28

大島 真一 (大阪高裁 部総括判事)

医療安全

印刷

シェア 12

2

ツイート

高齢者に対する新型コロナウイルス感染症の**予防接種**が、4月12日に始まりました。前回に引き続き、予防接種に関連した判例をご紹介します。今回紹介する判例は、かなり古く昭和51年のものです。

1 事案の概要

A (1歳) は、昭和42年11月4日、地方自治体Yの保健所において、B医師からインフルエンザ予防接種を受けたところ、翌日午前7時ごろ死亡。Aは、1週間くらい前から間質性肺炎および腸炎に罹患していました。

Aの両親XらがYに対し損害賠償を求めました。争点は、B医師が問診義務に違反したかという点で、Xらは「接種前に、問診、視診、体温測定、聴打診を行っていれば、Aの疾病による肺の呼吸音の異常等を確認でき、予防接種を中止し得た」と主張しました。これに対し、Yは「B医師は、Aの顔、腕を見て、腕に触れ、Aの保護者にAの年齢や身体の具合を質問したから、問診義務は尽くされている」と主張しました。1、2審は、いずれもXらが敗訴し、Xらが上告しました。

2 最高裁の判断

最高裁昭和51年9月30日判決 (民集30巻8号816ページ) は、次の通り判示し、高裁判決を破棄、差し戻しました。

まず問診義務に関して、最高裁は「予防接種を実施する医師としては、問診するにあたって、接種対象者又はその保護者に対し、単に概括的、抽象的に接種対象者の接種直前における身体の健康状態についてその異常の有無を質問するだけでは足りず、禁忌者を識別するに足りるだけの具体的質問、すなわち予防接種実施規則4条所定の症状、疾病、体質的素因の有無およびそれらを外部的に徴表する諸事由の有無を具体的に、かつ被質問者に的確な応答を可能ならしめるような適切な質問をする義務がある」と判示しました。

そして、問診の方法について、「もとより集団接種の場合には時間的、経済的制約があ

記載し、接種対象者又はその保護者に事前にその回答を記入せしめておく方法（いわゆる問診票）や、質問事項又は接種前に医師に申述すべき事項を予防接種実施場所に掲記公示し、接種対象者又はその保護者に積極的に応答、申述させる方法や、医師を補助する看護婦等に質問を事前に代行させる方法を併用し、医師の口頭による質問を事前に補助せしめる手段を講じることは許容される」とした上で、「医師の口頭による問診の適否は、質問内容、表現、用語及び併用された補助方法の手段の種類、内容、表現、用語を総合考慮して判断すべきである」としました。

その上で、高裁判決について、「原判決は、予防接種の担当医師は、接種対象者又はその保護者に対し、接種対象者の接種直前における身体の異常の有無を質問すれば問診義務が尽されたとの前提のもとに、B医師は、Aに対して本件インフルエンザ予防接種を実施するにあたり問診義務を尽したとし（中略）請求を棄却すべきものとしているが、本件インフルエンザ予防接種を担当実施する医師の注意義務についての解釈を誤ったものである」と結論付けています。

3 解説

昭和42年当時は、まだ予防接種において問診票を使うのは一般化していませんでした。予防接種の問診票が昭和45年11月以降に使用されるようになったことを踏まえ、最高裁は、そこに記載されている程度の質問は本件接種当時においても何らかの形で要求されていた、という判断を示しました。この最高裁判決については、医師側の反発を招き、予防接種の拒否など一時社会問題化したようです。

本件を契機として、予防接種に起因する事故について、医師の過失の有無を問わず、一定額の給付をする給付制度（予防接種法15条以下）が設けられるなど、改善が進みました。現在では問診票が使われているため、本件のように問診票に基づく予診が実施されず、裁判に至るケースは想定しにくい状況です。ただ、本判決で述べられている最高裁の「考え方」には留意が必要です。

本判決は、問診票を使用することなどは、さほど手間をかけることなく可能であることから医師に義務を課したものと思われます。以前の連載で、麻酔時の血圧測定の頻度が問われた事件（昭和49年）の最高裁判例をご紹介しました（平成8年1月23日判決、民集50巻1号1ページ、[関連記事：「添付文書に従わないと裁判で負ける」の誤解](#)）が、本判決はこれと似ている部分があるように思います。

これは、当時、麻酔薬であるペルカミンSの添付文書に「2分間隔で血圧を測定する」旨記載されていたにもかかわらず、当該医療機関が医療慣行に則って5分間隔で実施していたところ、最高裁は「注意義務を尽くしたことはない」として高裁判決を破棄、差し戻したというものです。この判決も、今回紹介した予防接種の判決も、「人命に関わるような局面で、大きな手間をかけることなく実施可能なことであれば、より慎重に対応するのが相当」という考えが根底にあるように思われます。

新型コロナウイルス感染症の流行は一向に収まらず、流行開始から1年以上が経過しました。医療関係者の入院患者等に対する対処は大変なご苦労があると思います。できるだけ早く収まることを、ただただ祈るばかりです。

おおしま しんいち氏●1984年神戸大学法学部卒、司法修習生（38期）。京都地裁判事、大阪高裁判事、神戸大学法科大学院教授、大阪地裁判事などを経て、2017年徳島地家裁所長、2018年奈良地家裁所長、2020年2月より現職。大阪地裁では医療訴訟を扱う医事部の総括を務めた。『Q&A医療訴訟』（判例タイムズ社）などの著書がある。

連載の紹介

裁判官が語る医療訴訟の実像

医療訴訟が提起されたらどのようなプロセスを経て和解や判決に至るのか、個々の裁判に影響を与えるリーディング・ケース（重要判例）とは。大阪地裁で医療訴訟を専門に取り扱った経験を持つ著者が、これまでの経験を踏まえ、医療訴訟の実像を分かりやすく紹介します。

🕒 フォロー中

忙しい先生の代わりに開業に必要なアレコレ集めました 『日経メディカル開業サポート』オープン！

「開業したいけど、何から手を付ければいい？」
「テナントではどんな物件があるの？」
「先輩開業医の経験談を聞きたい」今までこう思った経験はありませんか？
『日経メディカル開業サポート』では、開業までのスケジュールをセルフチェックできる「開業ToDoリスト」や、先輩開業医によるコラム、医師の開業意識調査結果など、これから開業される先生へ有益な情報満載でお届けしています。
また、物件探しや医療機器導入、会計・税務等、開業に関して適切なタイミングで適切なサポートを受けられる企業を厳選してご紹介しています。ご利用はすべて無料ですので、まずは一度サイトをご覧ください！

詳細を見る

この連載のバックナンバー

予防接種判決からうかがえる最高裁の「考え」

2021/04/28

ワクチンで後遺障害、医師は賠償責任を負う？

2021/03/24

「医師の発言でPTSD再発」が棄却された理由

2021/02/22

コロナ対策で浮上した「過料」、罰金との違いは？

2021/01/26

精神科入院患者が他害行為、裁判所の判断は？

2020/12/23

> もっと見る

この記事を読んでいる人におすすめ